



発行 新潟県
第 42 号
 令和5年6月2日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 671 津波災害警戒区域の指定（防災企画課）
- 672 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の登録内容変更（生活衛生課）
- 673 くろまぐろ漁獲可能量の変更（水産課）
- 674 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 675 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 676 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 677 国土調査の指定（農村環境課）
- 678 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 679 公共測量の終了通知（監理課）
- 680 道路の区域変更（道路管理課）
- 681 道路の区域変更（道路管理課）
- 682 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（危機対策課）
- 一般競争入札の実施（高等学校教育課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

選挙管理委員会規程

- 6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 60 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 61 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第671号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花 角 英 世

市町村	大字等	基準水位
新潟市	北区内島見、北区内沼、北区浦木、北区浦ノ入、北区太田、北区笠柳、北区上土地亀、北区嘉山、北区川西1丁目、北区川西2丁目、北区木崎、北区葛塚、北区笹山、北区笹山東、北区三軒屋町、北区島見町、北区下大谷内、北区下土地亀、北区白勢町、北区新鼻、北区高森、北区太郎代、北区樋ノ入、北区名目所1丁目、北区名目所2丁目、北区名目所3丁目、北区新崎、北区濁川、北区西名目所、北区浜浦、北区前新田、北区松浜2丁目、北区松浜3丁目、北区松浜4丁目、北区松浜5丁目、北区松浜6丁目、北区松浜7丁目、北区松浜8丁	次の図のとおり

目、北区松浜新町、北区松浜町、北区松浜東町1丁目、北区松浜東町2丁目、北区松浜本町1丁目、北区松浜本町2丁目、北区松浜本町4丁目、北区松浜みなと、北区三ツ屋、北区森下、北区横井、北区横土居、東区秋葉1丁目、東区秋葉通2丁目、東区秋葉通3丁目、東区榎町、東区王瀬新町、東区大山1丁目、東区大山2丁目、東区上王瀬町、東区鷗島町、東区北葉町、東区空港西1丁目、東区空港西2丁目、東区幸栄2丁目、東区河渡、東区河渡新町1丁目、東区河渡新町2丁目、東区小金台、東区下山1丁目、東区下山2丁目、東区下山3丁目、東区下木戸、東区下木戸3丁目、東区新川町、東区神明町、東区末広町、東区太平1丁目、東区宝町、東区長者町、東区月見町、東区津島屋、東区津島屋1丁目、東区津島屋5丁目、東区津島屋6丁目、東区津島屋8丁目、東区東新町、東区錦町、東区沼垂、東区根室新町、東区浜町、東区浜谷町1丁目、東区浜谷町2丁目、東区東臨港町、東区一日市、東区船江町1丁目、東区船江町2丁目、東区船江町3丁目、東区古川町、東区古湊町、東区平和町、東区本所、東区松島1丁目、東区松島2丁目、東区松島3丁目、東区松浜町、東区物見山2丁目、東区物見山3丁目、東区桃山町1丁目、東区桃山町2丁目、東区山木戸1丁目、東区山の下町、東区臨海町、東区臨港1丁目、東区臨港町2丁目、東区臨港町3丁目、中央区相生町、中央区赤坂町1丁目、中央区赤坂町2丁目、中央区赤坂町3丁目、中央区明石1丁目、中央区明石2丁目、中央区曙町、中央区網川原、中央区有明大橋町、中央区有明台、中央区礎町通1ノ町、中央区礎町通2ノ町、中央区礎町通3ノ町、中央区礎町通4ノ町、中央区礎町通5ノ町、中央区礎町通6ノ町、中央区礎町通上1ノ町、中央区一番堀通町、中央区稲荷町、中央区入船町1丁目、中央区入船町2丁目、中央区入船町3丁目、中央区入船町4丁目、中央区入船町5丁目、中央区入船町6丁目、中央区祝町、中央区浮洲町、中央区海辺町1番町、中央区海辺町2番町、中央区烏帽子町、中央区大島、中央区翁町1丁目、中央区翁町2丁目、中央区親松、中央区鏡が岡、中央区上大川前通3番町、中央区上大川前通4番町、中央区上大川前通5番町、中央区上大川前通6番町、中央区上大川前通9番町、中央区上大川前通10番町、中央区上大川前通11番町、中央区上大川前通12番町、中央区上所1丁目、中央区上所2丁目、中央区上所3丁目、中央区川岸町1丁目、中央区川岸町2丁目、中央区川岸町3丁目、中央区川端町1丁目、中央区川端町2丁目、中央区川端町3丁目、中央区川端町4丁目、中央区川端町5丁目、中央区川端町6丁目、中央区蒲原町、中央区北多門町、中央区北毘沙門町、中央区寄附町、中央区窪田町、中央区窪田町1丁目、中央区窪田町2丁目、中央区窪田町3丁目、中央区窪田町4丁目、中央区窪田町5丁目、中央区窪田町6丁目、中央区窪田町7丁目、中央区寿町1丁目、中央区寿町2丁目、中央区幸町、中央区幸西1丁目、中央区幸西2丁目、中央区幸西3丁目、中央区幸西4丁目、中央区栄町1丁目、中央区栄町2丁目、中央区魁町、中央区笹口、中央区三和町、中央区汐見台、中央区信濃町、中央区下大川前通1ノ町、中央区下大川前通2ノ町、中央区下大川前通3ノ町、中央区下大川前通4ノ町、中央区下大川前通5ノ町、中央区下大川前通6ノ町、中央区下大川前通7ノ町、中央区新光町、中央区新島町通1ノ町、中央区新島町通4ノ町、中央区新島町通5ノ町、中央区水道町1丁目、中央区菅根町、中央区住吉町、中央区関新2丁目、中央区関南町、中央区関屋、中央区関屋大川前1丁目、中央区関屋金衛町1丁目、中央区関屋金衛町2丁目、中央区関屋松波町3丁目、中央区田町1丁目、中央区田町2丁目、中央区田町3丁目、中央区忠蔵町、中央区月町、中央区附船町1丁目、中央区附船町2丁目、中央区附船町3丁目、中央区寺山町、中央区天神2丁目、中央区天神尾1丁目、中央区天明町、中央区豊照町、中央区長嶺町、中央区並木町、中央区西受地町、中央区西馬越、中央区西厩島町、中央区西船見町、中央区西堀前通11番町、中央区西湊町通1ノ町、中央区西湊町通2ノ町、中央区西湊町通3ノ町、中央区西湊町通4ノ町、中央区沼垂西1丁目、中央区沼垂西2丁目、中央区沼垂西3丁目、中央区沼垂東1丁目、中央区沼垂東2丁目、中

<p>中央区沼垂東3丁目、中央区沼垂東4丁目、中央区沼垂東5丁目、中央区沼垂東6丁目、中央区白山浦2丁目、中央区鯉川岸町、中央区花園1丁目、中央区花園2丁目、中央区浜浦町2丁目、中央区早川町1丁目、中央区早川町2丁目、中央区早川町3丁目、中央区万代1丁目、中央区万代2丁目、中央区万代3丁目、中央区万代4丁目、中央区万代5丁目、中央区万代6丁目、中央区万代島、中央区東入船町、中央区東受地町、中央区東厩島町、中央区東大通1丁目、中央区東大通2丁目、中央区東万代町、中央区東堀通10番町、中央区東堀通11番町、中央区東堀通12番町、中央区東堀通13番町、中央区東堀前通11番町、中央区東湊町通1ノ町、中央区東湊町通2ノ町、中央区東湊町通3ノ町、中央区東湊町通4ノ町、中央区日の出1丁目、中央区日の出2丁目、中央区日の出3丁目、中央区雲雀町、中央区船場町1丁目、中央区船場町2丁目、中央区船見町1丁目、中央区船見町2丁目、中央区古町通11番町、中央区古町通12番町、中央区古町通13番町、中央区文京町、中央区弁天1丁目、中央区弁天2丁目、中央区弁天3丁目、中央区堀割町、中央区本町通11番町、中央区本町通12番町、中央区本町通13番町、中央区本町通14番町、中央区本間町1丁目、中央区本間町2丁目、中央区本間町3丁目、中央区秣川岸通2丁目、中央区松岡町、中央区見方町、中央区美咲町2丁目、中央区水島町、中央区緑町、中央区湊町通1ノ町、中央区湊町通2ノ町、中央区湊町通3ノ町、中央区湊町通4ノ町、中央区南万代町、中央区南毘沙門町、中央区室町1丁目、中央区室町2丁目、中央区元祝町、中央区本馬越1丁目、中央区元下島町、中央区八千代1丁目、中央区八千代2丁目、中央区柳島町1丁目、中央区柳島町2丁目、中央区柳島町3丁目、中央区柳島町4丁目、中央区山田町1丁目、中央区山田町2丁目、中央区夕栄町、中央区雪町、中央区横七番町通1丁目、中央区横七番町通2丁目、中央区横七番町通3丁目、中央区横七番町通4丁目、中央区横七番町通5丁目、中央区横六番町、中央区芳町、中央区四ツ屋町2丁目、中央区四ツ屋町3丁目、中央区寄合町、中央区竜が島1丁目、中央区竜が島2丁目、江南区天野、江南区江口、江南区大淵、江南区祖父興野、江南区久蔵興野、江南区小杉、江南区楚川、江南区太右エ門新田、江南区俵柳、江南区細山、南区天野、南区下塩俵、南区中塩俵、南区鷺ノ木新田、西区青山、西区青山2丁目、西区五十嵐1の町、西区五十嵐2の町、西区五十嵐3の町、西区五十嵐3の町北、西区五十嵐3の町東、西区五十嵐3の町南、西区五十嵐中島1丁目、西区内野潟端、西区内野上新町、西区内野戸中才、西区内野西1丁目、西区内野西2丁目、西区内野町、西区内野山手2丁目、西区大潟、西区大野町、西区笠木、西区金巻、西区上新栄町、西区上新栄町1丁目、西区上新栄町2丁目、西区上新栄町3丁目、西区上新栄町5丁目、西区木場、西区小新2丁目、西区新田、西区新通、西区関屋、西区関屋堀割町、西区善久、西区曾和、西区田潟、西区高山、西区寺地、西区鳥原、西区中野小屋、西区東青山2丁目、西区平島、西区平島3丁目、西区保古野木、西区槇尾、西区真砂3丁目、西区真砂4丁目、西区松海が丘2丁目、西区松海が丘3丁目、西区松海が丘4丁目、西区明田、西区山田、西区四ツ郷屋、西蒲区浦村、西蒲区越前浜、西蒲区遠藤、西蒲区大潟、西蒲区大関、西蒲区押付、西蒲区貝柄、西蒲区貝柄新田、西蒲区角田浜、西蒲区角海浜、西蒲区五ヶ浜、西蒲区善光寺、西蒲区善光寺村受、西蒲区曾根、西蒲区旗屋村受、西蒲区兵右衛門新田、西蒲区升岡、西蒲区升潟、西蒲区間瀬、西蒲区松崎、西蒲区横戸及び西蒲区與兵衛野新田</p>	
--	--

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県防災局防災企画課、新潟県新潟地域振興局企画振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第672号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知

事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。
 令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 登録養成施設の名称
 新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成プログラム
- 2 変更内容
 登録養成施設の名称
 （変更前）新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科フードコース
 （変更後）新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成プログラム
- 3 変更年月日
 令和5年4月1日

◎新潟県告示第673号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年5月新潟県告示第538号）の一部を令和5年5月23日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前									
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）								
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td><u>83.056</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>83.056</u> トン		<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td>84.656トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	84.656トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>83.056</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	84.656トン										
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）								
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td><u>109.128</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>109.128</u> トン		<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td>109.928トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	109.928トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>109.128</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	109.928トン										
3～4	（略）	3～4	（略）								

◎新潟県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を令和5年5月24日認可した。

令和5年6月2日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和5年5月25日認可した。

令和5年6月2日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を令和5年5月25日認可した。

令和5年6月2日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第677号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜・亀塚・次第浜の一部	令和5年5月18日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第678号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和5年5月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 中惣林業
飛田野 文治
- 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町綱木2029
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第45539号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実
令和5年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年5月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
立川建設 株式会社
立川 博之
- 3 主たる営業所の所在地
五泉市丸田590
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-31）第12935号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実
令和5年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間 令和5年4月10日から令和5年5月10日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市横町地区

◎新潟県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字北ノ又澤852番19から	新	5.2～24.5メートル	142.4メートル
同市宇津野字北ノ又澤852番19まで	旧	5.2～24.5メートル	143.4メートル

◎新潟県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市上野甲2840番12から	新	10.4～29.6メートル	35.4メートル
同市上野甲2839番2まで	旧	10.4～29.6メートル	35.4メートル

◎新潟県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間
十日町市上野甲2840番12から同市上野甲2839番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年6月2日

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 令和5年度新潟県総合防災情報システム保守運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県防災局危機対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区東大通二丁目4番10号
 - 5 随意契約に係る契約金額
66,550,000円
 - 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、デジタル採点システム整備業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年6月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

デジタル採点システム整備業務 一式

(2) 調達業務内容及び業務の実施場所

「デジタル採点システム整備業務仕様書」記載のとおりとする。

(3) 納入期限

令和5年8月31日（木）午後5時までに納品し、新潟県の確認を受けること。

(4) 納入場所

新潟県教育庁高等学校教育課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年6月2日（金）から令和5年6月30日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

新潟県教育庁高等学校教育課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又は電子メールによる送信の方法で提出すること。

なお、提出されたすべての質問書に対する回答は、令和5年7月3日（月）までに、本入札説明書を交付した者に対して、電子メールにより回答する。

イ 問合せ受付期間

令和5年6月12日（月）から令和5年6月30日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

ウ 問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課 教育情報化推進担当

電話番号 025-280-5634 電子メールアドレス ngt500050@pref.niigata.lg.jp

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月11日（火） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければ

ならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和5年7月5日(水) 午後5時まで(必着)

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出書類及びその部数

別添の「競争入札参加資格確認申請書」及び次に掲げる添付書類(以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。)各一部

(ア) 調達物品確認申請書 (様式1)

(イ) 事業者の概要 (自由様式)

(ウ) 県税納税証明書(令和5年6月2日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)(県税の納税義務を有する者のみ)

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和5年7月7日(金) 午後1時以降

イ 交付方法 電子メール

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書及び後記12の入札保証金(入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは当該証書)を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。

- (2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

- (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。ただし、7(1)イに定める方法によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者が7(1)イに定める方法によって入札書を提出した者であるときは、別に定める者にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 書留郵便をもって入札書を提出した者に代わってくじを引く者

新潟県教育庁高等学校教育課職員

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

14 契約書及び契約条項

別添「デジタル採点システム整備業務契約書（案）」のとおりとする。

15 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、

他に使用しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別添「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

(3) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

16 Summary

(1) Project Description:

Development of digital scoring system for schools

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. 11 July, 2023

Niigata Prefectural Government, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

High school Education Division

Niigata Prefectural Board of Education

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL: 025-280-5634

E-mail: ngt500050@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、指掌紋情報管理システム装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和5年6月2日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

指掌紋情報管理システム装置賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の交付を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和5年6月19日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831(直通)

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部刑事部鑑識課指紋係
電話番号 025-285-0110 内線4641

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 令和5年6月2日（金）から令和5年6月19日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年7月12日（水）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月14日（金）午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を令和5年7月13日（木）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Contract for Fingerprint and Palmprint Information Management System

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Friday, July 14, 2023

Time: 11:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Contract and Procurement, Accounting Division,

Police Administration Department, Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1831

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略)	(略)	長岡市	(略) 寺泊老人ホーム	(略) 長岡市寺泊金山 432
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和5年7月5日（水）から同月12日（水）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

40人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和5年6月13日(火)及び同月14日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(5) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(6) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和5年6月27日(火)及び同月28日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和5年6月2日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

令和5年7月10日（月）から同月12日（水）までの3日間の午前9時から午後5時まで（初日にあつては、午後1時から午後5時まで）

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和5年6月15日（木）及び同月16日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

2号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和5年6月29日（木）及び同月30日（金）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）